

が、い。 (五) 仮に之等について大会を開いて、唯混乱に陥るけかりで、かへって総同盟の利益を害する事にある。

猶副新運動に關しては、よく其内容を調査の上適當の措置に出づる事とし、第一回委員会以東懸案とおつて居た西尾主事の辞職は之を容認せざるに決定した。

三、革新同盟の成立と關東地方評議會除名十二日の中央委員会は、かくして全く左傾派の主張を蹂躪し終った。茲に於て左傾派は、東京三田の關東地方評議會本部に各地の領袖參集して運動方針を議した。日本労働総同盟革新同盟を組織すること、各組合より幹事一名宛を出すこと、青柳善一郎(神戸)を委員長とすること、本部を大改に置くこと等を議定し、十四日には十二日の中央委員会の願末報告書

を關係組合に送り、組織的に幹部に對抗するに至つた。之に對し、幹部派は四月十六日、會長代理西尾末広の名に於て、關東地方評議會に對し、本部の統制に服せざるの故を以て、今則ち二十八條に依り除名する旨申送り、此に個人除名問題に發した本事件は、終一部組合除名にまで拡大してしまつた。

註 本篇は労働運動調査資料第二輯所載日本労働総同盟内紛經過概要(其一)に續くものである。其一を書き了へた當時はまだ分裂と云ふ程度に至らなかつたので内紛として置いた。それが多数の組合の除名にまで立至つたから、分裂と標題を變へたのである。